

第91号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年12月2日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の蒲郡市国民健康保険税条例第29条第3項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の蒲郡市国民健康保険税条例第29条第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。